

令和2年4月20日

ふたばこども園保護者 様

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けて（緊急のお知らせ）

ふたばこども園
園長 納富博文

7都府県に引き続き、全国に緊急事態宣言が発出されました。また、内閣府より緊急事態宣言が出された後の対応について、令和2年4月7日付で以下の内容の通知が出されています。

- ①園児の登園を控えるように保護者に依頼し検討する。
- ②医療従事者や社会の機能を維持するために就業しなければならないなど、どうしても保育が必要な場合は、保育の提供を縮小することを検討する。
- ③園児や職員が罹患した場合は臨時休園を検討すること。

県内の小中学校、高等学校、県立学校等、全ての学校において4月21日から休校となりました。また、佐賀市保育幼稚園課及び佐賀県幼稚園認定こども園連合会から、別紙（裏面）のとおり、家庭内保育や休園を依頼するようにとの文書が出されました。

そこで、ふたばこども園は、緊急事態宣言の趣旨（重み）や感染拡大防止、子どもの安全確保、県・市の担当部署からの通知等を考慮し、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言の期間中は、

- 基本的に、全園児を対象に家庭内保育をお願いします。
（実質休園とします。 期間は、4月21日から5月6日までとします。）
- ただし、新2号・2号・3号園児の中で、ご両親はじめご家族全員が、上記の②のような就労等をされていて、どうしても家庭内保育ができないところについては、保育の提供を縮小（保育時間の短縮や時間制限等）するなどの協力をお願いしながら、お預かりいたします。
その場合、登園の有無の確認のため、別紙調査表のご提出やご両親、ご家族様の就労状況をお尋ねする等の対応をさせていただきます。
- 園バスについては、「3密」が一番避けられない環境となります。そこで、緊急事態宣言の期間中は運休とさせていただきます。また、宣言期間以降も状況により運休させていただく場合があります。その場合は、改めてご連絡いたします。

子どもたちの命を守るため、これ以上の感染の拡大を防ぐため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、休園期間中は欠席扱いにはなりません。また、3号園児は登園しなかった分の保育料等については日割りの計算により減額されます。（市保育幼稚園課からの通知文）

令和2年4月17日

佐賀市内保育施設をご利用の保護者様

佐賀市子育て支援部保育幼稚園課

緊急事態宣言の対象区域拡大に伴う市内保育施設の対応について

日ごろより本市の保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、令和2年4月16日をもって緊急事態宣言の対象区域が全都道府県へと拡大されました。

このことに伴いまして、佐賀市では、子どもたちはもちろんのこと、保護者の皆様や保育従事者への感染を防ぎ、安心・安全な保育を提供するため、下記のとおり家庭保育の協力を要請することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めることといたしました。

保護者の皆様には、大変なご負担をお掛けしますが、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 家庭保育の協力要請

市内保育施設は、医療従事者など、最低限の社会生活を維持する上で必要な職に従事している方々が仕事を続けられるよう、保育施設の機能を維持する必要があるため、開所します。

ただし、次に掲げるご家庭におかれましては、家庭保育（登園自粛）にご協力いただきますようお願いいたします。

- (1) 求職活動中、育児休業中で、自宅での保育が可能なお家庭
- (2) 自営業や農業等で、自宅での保育が可能なお家庭
- (3) 勤務先の休業等により保護者が在宅されているご家庭
- (4) 親族等に預かりをお願いできるご家庭

2 協力要請の期間

令和2年4月21日（火）から同年5月6日（水）まで

3 保育料の取扱い

協力要請の期間中、家庭保育（登園自粛）を行われた場合は、日割り計算により減額します。

【問合せ先】 佐賀市役所 保育幼稚園課

入所・入園係 TEL：0952-40-7286
幼保事業係 TEL：0952-40-7294
幼保支援係 TEL：0952-40-7290

令和 2年 4月 17日

加盟園 各位

(一社) 佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会
会長 山崎立哉
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止の為に全国緊急事態宣言を 受けての幼稚園・認定こども園の対応について

皆様すでに報道で周知の通り、昨日、政府より、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為に緊急事態宣言が全国に拡大されました。それを受けて佐賀県の山口知事は不要不急の外出を控えていただき、特に大人の方の行動を慎むよう発言されました。県立高校に関しては、4月21日から5月6日までを休校となりました。また、県内の全小中学校も4月21日から5月6日までを休校となりました。

私たち佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会としては、緊急事態宣言を受け、子どもたちや保育者・職員の命を守るためにできることを考えなくてはなりません。

そこで、以下につきまして十分にご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 緊急事態宣言を受けて、4月21日から5月6日までの期間、幼稚園・認定こども園を基本的に休園としていただき、利用される保護者の方に家庭内保育をお願い申し上げます。
2. 社会的な使命にある仕事についている方（医療従事者、警察、消防等、インフラ関係従事者等、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方等）で、どうしても仕事を休めない保護者については、その理由を確認して子どもを預かることとしていただきますようお願い申し上げます。
(両親のどちらかが仕事を休めて、子どもを見ることが出来る家庭等は、家庭内保育をお願いしてください。)
3. 臨時休園をする場合は、必ず県こども未来課と各市町幼児教育・保育担当部局に連絡をとっていただき、地域の状況を確認して、緊密な連携の下に判断をしていただきますと思います。

「緊急事態宣言中の保育の提供依頼」に係る調査表

「緊急事態宣言」を受け、4月21日から5月6日まで、基本的に、全園児を対象に家庭内保育をお願いしました。(実質休園する)

ただし、医療従事者や社会の機能を維持するために就業しなければならないなど、家庭内保育を行うことが困難で、どうしても保育が必要なご家庭については、保育の時間短縮や時間制限等のご協力を得ながらお預かりいたします。

そこで、この期間中に保育の提供を依頼するご家庭は、下記の調査表のご提出をお願いします。登園日やお預けになる時間、ご両親・保護者様の就労状況をお尋ねさせていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。 調査の回答は4月21日(火)までにお願いします。

なお、この期間中の保育の時間は、基本 8:30~17:30 とさせていただきます。この時間帯で、どうしてもご都合がつかないご家庭は、個別にご相談ください。

クラス名 () 園児名 ()

※兄弟姉妹がある場合は、連名でお書きください。

日(曜日)	登園の有無	保育の時間(お預けになる時間)	保護者の就労状況
4月21日 (火)	有 無	: ~ :	
4月22日 (水)	有 無	: ~ :	
4月23日 (木)	有 無	: ~ :	
4月24日 (金)	有 無	: ~ :	
4月27日 (月)	有 無	: ~ :	
4月28日 (火)	有 無	: ~ :	
4月30日 (木)	有 無	: ~ :	
5月1日 (金)	有 無	: ~ :	
5月2日 (土)	有 無	: ~ :	

※ 緊急に連絡が必要になった場合は、家庭調査表に記入していただいている順、もしくは勤務されている所(勤務先)にご連絡します。